

世羅町スポーツ用具購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町内の小学生・中学生の運動の習慣化、体力・競技力の向上、運動部活動の地域展開に向けた機運の向上を図ることを目的として予算の範囲内において世羅町スポーツ用具購入補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては世羅町補助金交付規則（平成16年世羅町規則第39号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(対象者)

第2条 補助金交付の対象者は、世羅町内に在住する小学生・中学生（以下「児童・生徒」という。）の保護者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付は、同一の児童・生徒につき1回とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、スポーツ用具購入費用に対し5,000円を限度とし、購入費用が5,000円に満たない場合は、その金額から百円未満の額を切り捨てた額とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助を受けようとする児童・生徒の保護者は、スポーツ用具購入後、世羅町スポーツ用具購入補助金交付申請書（様式第1号）に必要な事項を記載するとともに、購入費用の支払いを証するもの（写し可）、購入品の写真、事前アンケート回答を添付して提出しなければならない。

(補助金の交付)

第6条 前条の補助金交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに申請者に対し補助金を交付するものとする。

(返還)

第7条 補助金の交付を受けた者が虚偽その他不正な手段で補助金の交付を受けたときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第 8 条 補助金の交付を受けた者は、補助事業が完了した後に事業効果検証のためのアンケートに回答するものとする。

第 9 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和 7 年 7 月 1 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。